

社会保険労務士法人リーガルネットワークスが毎月発信するニュースレターです。

■ 最低賃金～過去最高額の引上げ額に～

最低賃金とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度となり、原則として都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に対して適用されます。

厚生労働省は、都道府県労働局に設置されている地方最低賃金審議会が答申した令和4年度の地域別最低賃金の改定額を取りまとめました。

最低賃金については、平成29年3月28日働き方改革実現会議決定の『働き方改革実行計画』において、「年率3%程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1000円になることを目指す。」と示され、その後令和2年度については、新型コロナ感染拡大の影響等により、前年度と同水準が維持されましたが、令和3年度の引き上げ額の全国加重平均額は28円となり、その時点で過去最高額となりました。そして、令和4年度の全国加重平均額は31円となり、「目安」制度の創設以降で最高となっています。

令和4年度の1都3県での最低賃金は、東京1,072円(1,041円)、神奈川1,071円(1,040円)、埼玉987円(956円)、千葉984円(953円)となっています。

※ () 内は令和3年度地域別最低賃金

令和4年度の地域別最低賃金の改定のポイント

- 47都道府県で、30円～33円の引上げ
(引上げ額が30円は11県、31円は20都道府県、32円は11県、33円は5県)
- 改定額の全国加重平均額は961円(昨年度930円)
- 全国加重平均額31円の引上げは、昭和53年度に目安制度が始まって以降で最高額
- 最高額(1,072円)に対する最低額(853円)の比率は、79.6%(昨年度は78.8%)。なお、この比率は8年連続の改善

参考URL：厚生労働省『地域別最低賃金の全国一覧』

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/minimumi

◆10月の労務スケジュール

- ～10/10 9月分源泉徴収税額・住民税額の納付
- ～10/31 9月分社会保険料納付



編集担当：奥田
編集責任者：勝山